

本市の地籍調査の進捗率は

問 本市の地籍調査の進捗率は。
答 都市計画部長／本市全体における令和四年度末の進捗率は、約十一・八％であり、令和五年度末の進捗率は約十二・一％を見込んでいます。
問 県の計画では、令和八年度末に人口集中地区における津波浸水想定区域の地籍調査の進捗率百％を目標としているが、本市の状況は。
答 都市計画部長／県が示す目標年次での調査完了に向けて鋭意取り組んでいるが、令和八年度末の進捗率は約三十七・八％と想定しており、県の目標には届かない見込みである。

問 法定外公共物について、①管理状況は。②民地に取り込まれ、占有されている土地への対応は。
答 建設部長／①必要に応じて地元の協力を得ながら、草刈り・水路のしゅんせつ等を適宜実施し、機能管理している。②民地に取り込まれている場合、ほとんどが管理する上で支障なく、対応の緊急性がないことから現状のままとし、機能性と公共性の両方を喪失し、用途廃止が可能な場合は、土地の売買や家屋の建て替え時等に住民からの申請に応じて払下げを前提とした対応をしている。

山下 富美子



学校給食費を無償化する考えは

問 学校給食費の無償化を求める八千百十九筆の署名が提出されたことを受け、本市の学校給食費を無償化する考えは。
答 教育次長／提出された署名には、食育を保障し学校給食費を無償とすること、食の安全や地場産業の活性化のため地産地消を進めること、無償化の財源確保のため国・県に働きかけること、以上三つの要請項目が記載されていた。本市としても署名をした方々の給食に対する食の安全性への思いや無償化に関する意見などについては十分承知している。給

食における地元食材の活用は、地場産業の活性化や食育の観点からも大事な要素であり、今後も地元食材を使った給食の提供を積極的に進めていきたいと考えている。一方で、学校給食費の無償化については、学校給食法第十一条において、調理施設や設備・運営に係る経費は学校設置者の負担とし、食材費は児童生徒の保護者の負担とすると規定されている。無償化に向けては、まずは国が法令等を整理すべきと考えているが、今後とも国や県、他市町の動向を注視していく。

川口 慶



放課後児童クラブの開所時間延長に対する認識は

問 放課後児童クラブの運営について、①開所時間延長の現状と取組は。②土曜日の開所に対する認識は。
答 福祉事務所長／①放課後児童クラブの開所時間は十八時までとなっているが、令和二年度から各クラブの運営委員会の判断で最大一時間延長できるよう変更しており、現在二つの校区において、長期休暇中の開所時刻を八時から七時半に前倒しして児童を受け入れている。また、令和五年六月に実施したアンケートでは、約三十％の利用者が、開所時間に不満・やや不満と回答しているこ

とから、各運営委員会に対し、利用時間の延長を働きかけている。②土曜日の開所については、利用者からは一定の要望があるほか、他市町では毎週開所している事例もあることから、今後、利用者のニーズを参考に検討していく。



▲子育て世帯の支援を図る放課後児童クラブ

平野 謙



本市の被害認定調査に対する認識は

問 令和五年六月の台風第二号による豪雨災害に係る住家被害認定が調査不十分との新聞報道があったが、本市の被害認定調査に対する認識は。
答 市長／被害認定調査は、被害のあった室内の確認が必要となるため、室内に立ち入り調査することとしている。しかし、目視での確認や被災者からの聞き取りにより、他の部屋と被害状況が同じ状況であると判断した場合には、全ての部屋を調査しないこともある。災害に係る住家の被害認定は、被害の実態に即して適切な運用が図られるよう内閣府が共

通指針を定め、判定方法等を示しており、本市においても、本指針に沿って調査・判定をしている。被害認定の公平性・的確性を確保するためには、本指針に基づき被害認定を行うことが重要であると認識している。
問 中尾川雨水貯留池整備事業の目的と進捗状況は。
答 建設部長／本事業は中尾川下流域及び沼川本川下流域等の治水安全度向上を図る事業である。現在は用地交渉を進めている段階であり、地権者二十名の用地取得が完了し、未買収用地は地権者一名となっている。

江本 浩二

